

記載事項変更があった際は、手続きをお忘れなく

～運転免許証の記載事項変更の届出～

- 更新連絡書がお手元に届くよう、住所等に変更があった場合は、速やかに免許証の記載事項変更届の手続きを行ってください。
- 届出は、運転免許センター（秋田市新屋）か、住所地を管轄する警察署のどちらでも結構です。
- 手数料はかかりません。

区分	運転免許センターで手続きをされる方	住所地の警察署又は二ツ井、矢島、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番で手続きをされる方
受付時間等	午前8：30～午後4：00	午前8：30～午後4：00
	土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きできません。 (日曜日でも手続きできます。)	土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きできません。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 本（国）籍、氏名又は生年月日の変更の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転免許証又は運転経歴証明書</li><li>・ 本籍が記載されている住民票</li></ul></li><li>※ 外国人の方<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国籍が記載されている住民票 (在留カード、旅券等を確認させていただく場合があります。)</li></ul></li><li>※ 家族等同一戸籍にある複数の方が、同時に届出する場合は、該当する方の氏名が記載されている住民票1通で手続きが可能です。 ただし、記載事項変更の届出をされる方、全員のご来庁が必要となります。</li><li>○ 住所のみの変更の場合<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転免許証又は運転経歴証明書</li><li>・ 住所及び氏名が記載されている書類 (住民票、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、官公庁発行の通知書、公共料金の領収書等)</li></ul></li></ul> <p style="text-align: center;"><b>※ マイナンバーの「通知カード」は使用できません。</b></p>	
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>※ 本籍が変更となった場合の届出の要否<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転免許証 券面上に「本籍」の記載はありませんが、法律により変更の届出が必要です。</li><li>・ 運転経歴証明書 券面上に「本籍」の記載がないため、変更の届出は必要ありません。</li></ul></li></ul>	

お問い合わせ先  
運転免許センター TEL 018-824-3738  
または最寄りの警察署（免許受付）まで